

日本歯科衛生教育学会
評議員選出規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本歯科衛生教育学会（以下「本会」という。）会則第13条に基づき、評議員の選出等に関し、必要な事項を定めるものである。

(定 数)

第2条 本会会則第11条（5）より、本会に50名以内の評議員を置く。

(被選出資格)

第3条 評議員に選出されるものは、本会正会員の中から次の各号を全て満たし、理事会で承認された者とする。

- (1) 選挙の公示日の時点で会員歴3年以上の者
 - (2) 評議員任期満了時に満70歳未満の者
 - (3) 選挙が行われる年の前年度までの会費を完納している者
 - (4) 本会会員2名の推薦を受け、所定の届出を行った者
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、正会員より定数以内の評議員を若干名推薦し、理事会で承認を得ることができる。

(選出方法)

第4条 評議員の選出は本会正会員による選挙により行うものとする。

2 選挙は所定の届出を行った者の中から選出する。方法は郵送による信任投票とし、有効投票数の過半数をもって決する。届出者が第2条の定数に満たない場合は、届出を行った者全てを信任者とする。

3 第2条の定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

(選挙管理委員会の設置)

第5条 評議員の選出のため、選挙管理委員会を置く。

(補充等)

第6条 評議員の補充のため、又は増員により就任した評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第7条 評議員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他評議員としてふさわしくない行為のあったとき
- 2 前項の規程により評議員を解任しようとする場合は、議決の前に当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(改 廃)

第8条 この規程を改廃する場合は、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、本会理事会において承認した日（平成 26 年 11 月 28 日）から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 11 月 27 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 5 月 28 日から施行する。